

京都アニメーション第1スタジオの放火火災に関する会員の雑感

Miscellaneous Impressions of JAFSE's Members on the 1st Studio of Kyoto Animation
Fire Caused by Arson

火災誌編集小委員会
Editorial Committee of KASAI

2019年7月18日に発生した京都アニメーション第1スタジオの火災（以下、本火災）は、消防庁が発表した情報（京都府京都市伏見区で発生した爆発火災（第12報）、2019年10月7日）によれば、人的被害69名（死者36名、重症7名、中等症6名、軽症20名）の大惨事であった。建物内でガソリンを散布して放火したことにより燃焼が急激で、その空間構造も相まって被害が拡大したことなどが指摘されている。また、何とか被害を免れた方がいる一方で、多くの犠牲者も出した。こうした事態を受けて、火災性状や避難行動、消防戦術、火災被害を抑制するための対策やその規制のあり方などについて、本会会員が率直に感じたことは恐らく専門分野の違いにより多様であったと想像している。そこで、そうした様々な視点からの意見を共有することを目的として、本会会員に寄稿を依頼した。

以降に、本会会員から寄せられた原稿を示す。なお、本企画は、追加の投稿（2020年1月8日締切。詳しくは本誌362号参照）があれば、次号でも扱う予定である。（文責 水野 雅之）

「本火災と縦穴区画」

小林 恭一（東京理科大学）

本火災がガソリンにより放火され、爆発的に燃焼して多数の死傷者が出た大惨事は本当に痛ましい限りである。

同施設は、たまたま建築基準法の関係規定が適用されない建築物であったため、3階建てであっても主要構造部は（耐火構造や準耐火構造でない）「その他の構造」で建てられていた。このため縦穴区画の規制対象にならず、区画の無いらせん階段と通常の階段が3階まで直通している構造だった。このことが多数の死傷者の発生の大きな要因の一つになったことは間違いないだろう。

このような惨事は、多数の人が働く複数階の建物の下階で急激な延焼火災が発生した場合、縦穴区画がなければ当然起こりうる。法律上縦穴区画の規制がなければ、縦穴区画を造らなくてもよい、というものではない。設計者には、本来、法令基準が求め

る意味を理解し、法律上、適用義務からたまたま外れていても、適用義務のある対象と同様の危険性が予見できるなら、同様の措置を施すことが求められているのだと思う。だが、現在の日本の建築の実態を見ていると、法律上義務のないことはやらずに済ませてコストダウンを図る、適法であれば免責のほず、という風潮が横行しているように見える。法による規制という視点で考えざるを得ないゆえんである。

なぜ縦穴区画の規制は「その他の構造」には適用されないのか？それは、縦穴区画の規制が縦穴部分を介した上階への火煙の拡大を防ぐために設けられているものであるため、床や壁の区画性能が保証されていない建物に縦穴部分にだけ区画性能を要求しても法令上意味がないからだろう。理屈上はその通りかも知れないが、それでは、今回ほどではないにしても火煙が急速に拡大する「通常の」火災が発生すると、状況次第では2階や3階の人は避難が難しいことになる。

この問題を考えるには、縦穴区画規制を強化する方向で考えるより、むしろ「避難施設等」（建基令「第5章」）の規制から考える方が筋が良い。たとえば、「避難階段」は、現行では、縦穴区画規制を前提に、原則として5階以上の階に設置することとされているが、縦穴区画規制の適用のない建築物のうち多数の人が利用するものについては3階以上の階に「避難階段」が必要であるとしたらどうか、などという考え方である。今回の火災の場合は、爆発的な燃焼が発生しているので、このような階段があっても階段部分の区画が守られたかどうかはわからないが、「通常の火災」の場合を考えても、今回の火災が提起した問題として検討してみる必要があるのではないかと考える。

「消防活動から考える本火災」

柏木 修一（東京消防庁）

本火災は、消防機関にとって、大別して「火災の予防」と「消火・救助・救急」の課題がある。前者は、防火対象物（以下、建物）の防火安全性、建物